Lawyer's Newsletter

大文字

Miyako Law Office

弁護士法人 みやこ法律事務所

Vol. 37
2012 Summer

転がる石に苔は付かない
弁護士 粟野 浩之

みやこ法律事務所退所のご挨拶と
司法改革と弁護士
弁護士 大槻 純生（大槻法律事務所）

司法制度改革が目指した「正義」
弁護士 後藤 隆志

親族間の扶養について
～民法が定める親族間扶養のあり方～
弁護士 小田 宏之

「ちはやふる」のテレビアニメを見て
弁護士 橋本 皇玄

法律相談（理事の責任）
弁護士 藤田 昌徳

自殺物件にまつわる問題
弁護士 片山 美紀

ウルトラに挑戦しました。
弁護士 金井 健作

残暑お見舞い申し上げます

ロンドンオリンピックも終幕し、熱戦の余韻も残る中、皆様いかがお過ごしでしょうか。

選手たちの健闘が、日本を覆う暗雲を吹き飛ばして、真夏の太陽が顔をのぞかせた今夏であったような気がします。

そのような中、当事務所にとって大きな出来事がありました。

都総合法律事務所の時代から当事務所とともに歩んでこられた大槻純生弁護士が４月末をもって第２の弁護士人生へと門出をされ、６月からは粟野浩之弁護士が新たな一員に加わりました。

当事務所のスタッフ一同、大槻弁護士に負けないよう研鑽をかさね切磋琢磨していく所存ですので、今後とも変わらぬご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

弁護士法人 みやこ法律事務所

弁護士 藤田 昌徳 ／ 弁護士 橋本 皇玄 ／ 弁護士 小田 宏之 ／ 弁護士 後藤 隆志
弁護士 金井 健作 ／ 弁護士 片山 美紀 ／ 弁護士 粟野 浩之

転がる石に苔は付かない

弁護士 栗野 浩之

平成18年10月の弁護士登録以来、テミス総合法律事務所で弁護士業務を行っておりましたが、このたび、弁護士法人みやこ法律事務所に移籍いたしました。

以下、これまでの経歴について簡単に自己紹介いたします。

☆　☆　☆　☆　☆　☆

はじめて法律というものに興味を持ったのは、大学４回生のときでした。当時、私は理系の学部に通っており、卒業研究の課題に取り組んでいました。

そのころ私には行きつけの銭湯があり、そこで中学時代の同級生とよく顔を合わせることがありました。彼は、某私立大学法学部の夜間に通いながら、司法試験の受験勉強をしていました。後に彼は、私より先に司法試験に合格することになりますが、このころは、勉強をはじめたばかりでした。新しい知識は人に話したくなるもので、彼も私にいろいろと法律の話をしてくれました。

彼から聞く法律の話は、理系にどっぷり浸かっていた私にとって、とても新鮮に感じられました。法律に少し興味をもった私がはじめて手にしたのは我妻先生のダットサン民法でした。お察しのとおり内容はほとんど理解できませんでした。ただ、この年齢になるまで自分が生活している社会のルールに無関心であったことにショックを受け、法律を知っておかなければという焦りを感じました。そしてその感覚は、次第に、法律を知っておきたいという知的好奇心に変わりました。

ちょうど進路について迷っていたこともあり、大学を休学してゆっくり考えてみることにしました。休学期間中、自分なりに法律を勉強してみましたが、知的好奇心は薄れず、法学部への編入を決めました。

☆　☆　☆　☆　☆　☆

法学部の２回生に編入した私は、司法書士試験の勉強を始めました。幼いころから人前で話すのが苦手で、法律を扱う職業に就くとしても弁護士は絶対無理だと端から決めていましたし、司法試験の受験は考えていませんでした。

法学部３回生のときに司法書士試験に合格しました。４回生から司法書士事務所でアルバイトを始め、卒業後、引き続き同じ事務所で働きました。

私が勤めていた事務所は、商業登記や訴訟など幅広く扱っていましたが、銀行や不動産業者の取引先が多く、不動産登記がメインでした。いきおい、扱う法律の知識も限られた分野に偏りがちでした。

司法書士の仕事にも慣れたころ、法律を扱う職業には就いたがこれで十分なのだろうかと、次第に物足りなさを感じるようになりました。その物足りなさを解消するために、次に目指す目標は司法試験しかありませんでした。

当初は、仕事をしながら勉強していたのですが、仕事と勉強と育児のすべてをこなすのはたいへんでした。結局、妻と相談して、仕事を辞めることにしました。司法書士を続けるにしても、いずれ独立を考えていたので躊躇はありませんでした。

☆　☆　☆　☆　☆　☆

漸く司法試験に合格し、１年半の司法修習を経て、平成18年10月、テミス総合法律事務所で弁護士としてのスタートを切りました。

平成21年６月にパートナーになりましたが、そのころには既に、テミス総合法律事務所からの独立を考えていました。

テミス総合法律事務所からの独立にむけてテナントなどを探していたとき、みやこ法律事務所から移籍の誘いを受けました。みやこ法律事務所には弁護修習でお世話になっており、不思議な縁を感じました。正直なところ、独立のイメージを膨らませていただけにかなり悩みましたが、他の事務所への移籍は今しかできないだろうと思い、みやこ法律事務所に移籍することに決めました。

☆　☆　☆　☆　☆　☆

「転がる石に苔は付かない」という諺があります。これにはふたつの意味があると言われています。ひとつは、「落ち着きなく動き回っているものには能力は身に付かない。」という意味。もうひとつは、「いつも活動的に動き回っている人は持っている能力を錆び付かせることはない。」という意味です。これは環境の変化を良いものと捉えるか、悪いものと捉えるかに由来する違いです。

転がって、転がって、みやこ法律事務所まで辿り着きました。同じ「転がる石」でも、前者の意味ではなく後者の意味の「転がる石」になりたいと思っています。

みやこ法律事務所においても、これまで以上に研鑽を重ねて参りますので、これからもよろしくお願いいたします。

みやこ法律事務所退所のご挨拶と司法改革と弁護士

大槻法律事務所　弁護士 大槻 純生

退所のご挨拶

弁護士法人みやこ法律事務所を今年４月末に退所致しました。平成５年に國弘・藤田法律事務所に入所し、平成６年からの都総合法律事務所時代を経て、平成15年の同事務所の法人化により弁護士法人みやこ法律事務所となって今年４月までの間、同事務所の一員として、自由な気風の中で、民事、家事、管財事件、刑事、少年事件、消費者事件、弁護団事件などの幅広い活動をするなどの貴重な機会に恵まれました。これも依頼者の皆様や各種士業の皆様のご支援の賜物と、深く感謝しております。

みやこ法律事務所から独立して、５月から個人事務所（大槻法律事務所）を独立開設することにしたのは、自分の年齢や健康などに加えて、田舎の高齢の父の存在などからです。今後は、自分のペースで自分なりの事務所を作りたいと考えて、個人事務所を開設することにしました。個人事務所ですので皆様には気軽に利用してもらったらと考えております。

今後ともよろしくご支援をお願いいたします。

弁護士の置かれている環境等の変化について

大きな司法改革の流れの中で、この10年間程の間で各種制度が発足し、弁護士人口が激増して、弁護士の置かれた立場や取り巻く環境や、弁護士の活動内容や意識などに大きな変化が生じてきています。私が、弁護士になったころには全く予測できなかったような変化です。

例えば、刑事事件の関係では、裁判員制度の導入、被疑者国選制度、犯罪被害者の意見陳述と裁判への参加、不起訴事件について検察審査会の強制起訴制度などの制度化です。とりわけ平成21年の裁判員制度は、市民（有権者）からくじで選ばれた市民が裁判官と一緒に裁判に参加するというもので画期的な制度でした。この制度の実施により、刑事弁護人の弁護のやり方は、裁判員のいる法廷での口頭での弁護がきわめて重要になり、また短期間での集中審理が必須になって弁護人の負担が大きくなりました。

法曹養成の関係では、平成16年に法科大学院制度がスタートして法科大学院の卒業資格がないと司法試験の受験自体が出来なくなりました。その結果、法科大学院の授業料（２年ないし３年）の負担に加えて、現在修習中の司法修習生からは給与支給が廃止され経済的負担が過重になり、法曹になる前から多額の借金をしている人も珍しくありません。また、弁護士人口の急増により、弁護士事務所に就職できない人たちや、弁護士になっても収入が不安定なことが予想されるため経済的に裕福な人でないと法曹への道を目指せない、あるいは目指さないという事態が進行していくのではと危惧しています。

司法試験合格者が2,000人超時代（従来は、500人程）となり、弁護士登録する人も飛躍的に増え、加えて、弁護士の広告が平成12年に全面自由化（広告解禁）されて、テレビコマーシャルによる派手な広告や、新聞広告、電車・バス内の広告、インターネット利用によるホームページ作成等により、市民の弁護士へのアクセスが容易になりました。また、裁判費用や弁護士費用の用意ができないことから弁護士への依頼を躊躇していた市民のために、平成18年に日本司法支援センター（法テラス）が発足し、同センターの支援を受けることができるようになり司法サービスの提供が受けられやすくなりました。

このようにこの10年足らずの間に、司法制度や弁護士を取り巻く環境は激変しており、今後もこの傾向、とりわけ弁護士人口の激増状態や広告競争などが続いて、弁護士間での競争が激化していくことが確実に予想されますが、はたして、市民の方にとって良い方向で進んでいるのか、質の良い法的サービスの提供が受けられやすくなるのかなどの点で疑問を持っています。いずれにしろ、弁護士のおかれた状況は厳しくなっていきますので、弁護士自身が置かれた状況に即応した意識変化と対策が必要になっていると実感しています。

■ 大槻法律事務所
〒604-0981
京都市中京区御幸町通丸太町下る
毘沙門町553番地 御幸町ビル301号室
ＴＥＬ：075－748－1513
ＦＡＸ：075－748－1514

司法制度改革が目指した「正義」

弁護士 後藤 隆志

ある交通事故の被害者から依頼を受けた私は、修理費用の賠償を求めて裁判所に訴えた。狭い道で対向車がすれ違いざまに車線をはみ出したので、擦れて傷がついたのだ。

被告の弁護士は、センターオーバーしたのは原告の方だ、こっちの車にも傷ができたと譲らず、反対に賠償を求めてきた。車の写真をみるとお互いのミラーにわずかな擦り傷がある。色を塗ってしまえば分からないだろう。

裁判官はどちらがセンターオーバーしたのかなんて証明できないから半々で解決すればいいではないかと勧めてくる。その顔には「これぐらいの金額でごちゃごちゃいうな」と書いてある。

私は事前に打ち合わせていた方針を裁判官に伝える。保険会社が弁護士費用を出してくれるので、依頼者は財布を気にする必要はない。戦闘モードである。

「金額の問題ではないのです。簡単に応じることはできません。当事者を連れてきて尋問をしてもらっても結構です。ただ早期解決のため被告が６割の過失を認めるのであれば和解に応じます。」

６割でも５割でも数千円しか違わない。だから被告よ譲歩してくれと祈るが願いは通じない。相手も全く同じことをいうからだ。結局、尋問が行われることになった。

裁判が終わり、廊下で先ほどの弁護士がお互い大変ですねと言いたげに近づいてくる。私は目礼でそれを遮って階段に向かう。次の裁判まで時間があるので、売店で缶コーヒーを買ってベンチに腰をかける。

弁護士法１条に「基本的人権を擁護し、社会正義を実現する」のが弁護士の使命だと書いてある。私は先ほどの裁判で使命を果たしただろうか？依頼者の財産を守ろうとしたのだから「基本的人権」を擁護しているのだろう。金額の多寡は関係ない。

では「社会正義」を実現できたのだろうか？救済されるべき被害者が泣き寝入りするのは正義に反する。事故を目撃していないのでどちらが被害者かは正直分からないのだが、私は依頼者の話を信じている。さらには、裁判を通じて賠償制度や保険制度の適正を図ろうとしているのだ。

それでも、数千円のことを、お互いに弁護士が就いて、裁判所で数ヶ月にわたってやり合うことに少し戸惑いを覚えるのも事実である。

缶コーヒーを飲み干して、私は再び社会正義とは何かを考える。

なぜ私がしつこく「正義」に思いを致すかというと、前の日にマイケル・サンデル教授の『これからの「正義」の話をしよう』（早川書房）を読んだからだ。「大文字」の編集長として詐欺や恐喝まがいの手法で各人の原稿を集め終えた私は、他ならぬ自分が着手さえもしていない現実に直面し、愕然とし、すがる思いでこのベストセラーを手に取ったのだ。

サンデル教授は、有名な倫理学的例題を紹介する。

「あなたは列車を運転している。ところが突然ブレーキが壊れてしまった。線路の先には５人の労働者が気づかずに作業をしている。このままだと５人を轢き殺してしまう。ただ、手前で線路は分岐しており、右側の待避線に方向転換すれば５人は避けられる。しかし、待避線の先にもやはり作業員が１人いて列車に気づいていない。あなたは待避線に回避するべきか？それともこのまま進んで５人を轢き殺すべきか？」

講義では待避線への回避を支持する学生が多かった。私なら警笛を鳴らしてどいてもらうと答えるが単位はもらえないだろう。たとえ５人の命を救うためであっても、１人の命を犠牲にするのは許されるのか？倫理的に極めてタフな問題である。

そのことは次の応用事例ではっきりする。

「あなたは橋の上から暴走列車を眺めている。今度は一本道で分岐器（ポイント）はない。このままでは５人の作業員が轢き殺されるのは必至である。ちょうどあなたの横には太った男が身を乗り出して眺めている。その太った男を線路に突き落とせば列車は止められる。あなたは男を突き落とすべきか？」

前の例で待避線への回避を支持した学生の多くは、この例では突き落とすべきではないと答える。

「５人の命を救うために１人を犠牲にするべきか？」という問いは同じなのに答えが変わるのは何故だろう。こんな単純な事例でも、何をもって「正義」とするかが大変に難しいことを物語っている。

司法制度改革が目指した「正義」とは何だったのだろう？

弁護士と法科大学院の仕事を続けてきた自分の現場感覚からすれば、改革は紛れもなく失敗している。

ブレーキの壊れた暴走列車といってもよい。この列車には乗客（国民）もいるのだ。線路の先には弁護士が溢れている。待避線にも大学関係者が溢れている。分岐器には双方が群がってどちらに倒すかを死にものぐるいで争っている。橋の上では身を乗り出して見ていた官僚が突き落とされようとしている。そういう地獄絵図を思い浮かべてしまった。

まず、司法制度改革の位置づけをはっきりさせる必要がある。

法務委員会調査室が発行する「立法と調査」275号（2008年１月18日発行）の冒頭には、こう書いてある。

「平成13年に登場した小泉内閣は、市場主義と自由競争による経済の活性化や国際競争力の強化のため、構造改革をスローガンとし、そのための重要な手法として規制緩和を掲げた。」、「このような社会の変化の中で、司法に関してもその果たすべき役割が見直され、（中略）導入された一連の政策が『司法制度改革』である。」

つまり、司法制度改革は規制緩和の一環とはっきり位置づけられているのだ。根底にあるのは「市場」への盲目的な信仰である。

もともと弁護士は、営利をなす一方でどこかで社会正義を唱えておかないと落ち着かないところもあって、自分たちを「市場」の一員とみることに抵抗を感じる人が多かった。

しかし、改革に合わせるように「過払いバブル」が到来し、派手なCMで集客を図る法律事務所が出てきたり、仕事にあぶれる新人弁護士や就職できない司法修習生がニュースになることもあって、「事件やカネに群がる弁護士」というイメージは一般にも浸透してしまった。そして、弁護士の側もふっきれて、「我々も食べていかねばならない」、「弁護士だって商売だ」と開き直った感もある。

つまり、改革によって、弁護士もまた「市場」というフィールドの一員であることが認識（あるいは再確認）されたのだ。

再び「正義」の話に戻る。

サンデル教授の著作では、冒頭に、大型ハリケーンの被害を受けた地域で、ガソリンスタンドが1袋2ドルの氷を10ドルで売ったり、モーテルが一晩40ドルのところを160ドル請求するなど便乗値上げが横行したため、取引に介入しようとする政府と、それに反対する自由市場論者との論争が取り上げられている。

サンデルの話は「福祉」、「自由」という2つの理念からスタートする。

束縛のない市場の擁護論には、福祉と自由という2つの論拠がある。第1に、市場は社会全体の福祉を増大させる。他人が欲しがる品物を提供するよう努力するインセンティブを人びとに与えるからだ。第2に、市場は個人の自由を尊重する。財やサービスにある特定の価値を押しつけるのではなく、取引対象の価格を各人に自由につけさせるからだ。

これらの論拠は、ハリケーンの襲来を受けた後にも通じるのだろうか？

第1に、高い価格のおかげで商品の供給が増えるメリットがあるとしても、その価格では買えない人への負担を考えなければならない。払えない人は緊急時に基本的な必需品の市場から締め出されてしまう。そのような結果は社会全体の福祉に適うといえるのか。第2に、切羽詰まった買い手に自由はあるのか。法外なガソリン代や宿泊費を払うのは自由な取引ではなく、強要に近い何かではないか。

しかし、サンデルは、便乗値上げに対する人びとの怒りは、福祉とか自由というより、もっと直感的なものだという。それは感情にまかせた怒りではない。不正義に対する怒りである。それは真剣な検討に値する道徳的議論を指し示している。

つまり、「社会がいかにあるべきか」という「正義」にかかわる問題なのだ。これに答えるには正義の意味を探求しなければならない。

司法制度改革もまた「社会がいかにあるべきか」というテーマにかかわる。

では改革が目指した「正義」は何なのか？改革の行き着く先には何があるのか？

司法制度改革の根底には市場主義が横たわっている。社会のニーズという言葉も使われているが根本は同じである。

とするならば、司法において「市場」と「正義」は両立するのかが問われなければならない。

市場主義から考えると、国民が望むサービスを提供するインセンティブを司法に与えることは福祉の増大に繋がる。財やサービスの価格（たとえば弁護士費用）を需要と供給のバランスで決めるのは自由の尊重に他ならない。だから、例えば大手法律事務所が回転寿司事業に乗り出すことも福祉と自由の観点からは正当化できる。

では「正義」には適うのか？回転寿司のことではない。司法の世界で「市場」と「正義」は両立するのか？という問題である。私はどうしても違和感を覚える。それはやはり直感的なものだ。

そもそも何をもって「正義」というのか？

答えが出るはずもないが、ここを明らかにしないと先に進めない。

サンデルは、アメリカの政治哲学者ジョン・ロールズの『正義論』（1971年）を引用する。『正義論』では、「無知のヴェール」をかぶった人びとの間の社会契約という形式で正義の原理を導出しようとする。

人びとは原理原則を選ぶために集まったが、自分が社会のどの位置にいるのかは分からない。無知のヴェールをかぶった状態で原理を選ぶことになる。自分がどんな仕事に就いているのか、どんな能力を持つのか、どの共同体のメンバーなのか、どのくらいの財産を持っているのか、健康なのか虚弱なのか、家族の絆は強いのか弱いのか…何も知らない状態になるのだ。人びとはみな、何者でもない裸の個人として存在（original position）している。

社会的な地位や役割にともなう利害や力関係などをすべて排除すれば、正義の前提となる普遍性を獲得できる。そこで人びとが同意する原則は、正義に適うものになるはずだ。

ではこの集まりで、司法を市場原理に委ねることは同意を得られるだろうか？

無知のヴェールをかぶった人びとは、「格差原理」（最も恵まれていない人に最も大きな利益を配分せよとする原理）でいうところの「最も恵まれていない人」であったらどうしようと考える。つまり自分が最も不遇な立場になるかもしれない可能性を何よりも恐れる。もしかしたらビル・ゲイツになれるかも知れない。でもホームレスになる可能性もある。ならば底辺層を切り捨てるシステムは避けた方が無難だ。

司法を市場に委ねることは、極端な言い方をすれば（しかし本質を突くと）、誰もが安価で気安く他人を訴えることができる社会を作ることだ、人が容易に他人を裁ける社会を作ることだ。それは同時に、誰もが容易に他人に訴えられるリスク、他人に裁かれるリスクを背負った社会を作ることに他ならない。

社会的経済的に力のある人はそれを望むかも知れない。そういった力がなくても自分なりの道徳を強く持った人はそれを望むかも知れない。しかし、ここで選択権を有するのは企業ではなく個人であり、しかも性向も含めて一切の属性を排した裸の個人である。無知のヴェールをかぶった人たちは司法を市場に委ねることに賛成票を投ずるだろうか？

私はそうは思わない。ただの思考実験に過ぎないといわれればそれまでだが。

現実に話を戻す。

私の感覚では弁護士の大半が司法制度改革に否定的である。嫌悪の対象は、改革の三本柱の一つ「司法制度を支える法曹の在り方」だ。それは弁護士の爆発的増加という形で実現した。

身も蓋もない言い方をすれば、人数が増えたことで「質」の低下を招き、そのツケは国民が払わされるという意見である。矛先は、改革に賛成した当時の日弁連執行部、法科大学院、官僚などに向けられる。だが所詮は、浅くて狭いコップの中の論争にすぎない。私は、このような議論は、臆病で狭量でつまらないと思う。

私は、司法制度改革に反対する人（それは弁護士の大半でもある）は、改革が「正義」に反することを正々堂々と論証していく責任があると思う。

その第一歩として、「法曹の質」というマジックワードで逃げるのではなく、正面から、自分たちは「市場」にさらされたくないのだと率直に認めなければならない。

「市場」によって自分たちの世界が変えられるのを望まないのであれば、次にすべきことは、市場の道徳的限界について議論を尽くすことである。そして自分たちが「市場」の埒外にあることを自らの言葉で説得しなければならない。

それはすなわち「正義」を語ることに他ならない。

親族間の扶養について
～民法が定める親族間扶養のあり方～

弁護士 小田 宏之

はじめに

先頃、人気お笑い芸人の母親が生活保護受給を継続していた問題がマスコミで大きくとり上げられ、これに端を発し、公務員の親族についての同様の生活保護受給事案に対する追及も始まり、一連の問題は社会の大きな関心を集めています。また、それに伴い、親族間における扶養のあり方についても、急遽、あらためてクローズアップされた観があります。

今回は、このような親族間における扶養のあり方が、私達の一般市民法である「民法」において如何に規定されているかを紹介させて頂きます。

民法の定める親族間における扶養のあり方

1 まず、扶養義務者の範囲については、以下のとおり規定されています。

すなわち、民法887条1項は「直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養する義務がある。」と規定し、同条2項では「家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。」と規定します。つまり、民法上、直系血族間（親子孫間）と兄弟姉妹間には当然に扶養義務が有ること、それに加えて家庭裁判所が特別の事情ありと審判で認めたときに限り三親等内の親族間（おじおばと甥姪間）にも扶養義務が生じることを定めています。

なお、夫婦間に扶養義務があることは当然です（民法752条）。

これら扶養義務のうち、とりわけ未成熟子扶養（養育費）や老親扶養が、今日的課題として注目を集めています。

2 次に、扶養義務者が数人ある場合（例えば、老親に子が数名いる場合）の扶養すべき者の順位や、扶養権利者が数人ある場合（例えば、扶養を必要とする兄弟姉妹が数名いる場合）の扶養を受けるべき者の順位については、以下のとおり規定されています。

すなわち、民法878条は、扶養すべき者や扶養を受けるべき者の順位については、まずは当事者間で協議して定め、当事者間の協議が調わないときは家庭裁判所がその順位を定めると規定します。

つまり、当事者間、次いで家庭裁判所が順位を定める旨規定するのみであり、順位を定める具体的基準には触れていません。法律相談などにおいて、老親の扶養を巡り「二男（私）ではなく、まずは長男夫婦が老親を扶養すべきではないのか!?」などと仰る相談者もおられますが、民法は、具体的な基準は定めず、当事者間の合意やそのケースに応じて個別的に検討して定めるべきとの態度をとっているのです。

3 さらに、扶養権利者と扶養義務者との間における扶養の程度又は方法についても、以下のとおり規定されています。

すなわち、民法879条は、扶養の程度又は方法についても、まずは当事者間で協議して定め、当事者間の協議が調わないときは、扶養権利者の需要、扶養義務者の資力その他一切の事情を考慮して、家庭裁判所が程度方法を定めると規定します。

この点、扶養の程度について、夫婦間扶養と未成熟子に対する扶養は当該身分関係の本質的不可欠的要素であるから、扶養義務者（一方配偶者・親）が扶養権利者（他方配偶者・未成熟子）に自己と同程度の生活をさせる必要がある扶養義務（生活保持義務）を負い、その他の親族に対する扶養については扶養することが偶発的例外的現象であるから、扶養義務者（例えば兄）が自己の地位相応な生活を犠牲にすることなく扶養義務者（例えば弟）に給付し得る生活必要費だけでよい扶養義務（生活扶助義務）を負えば足りるという、伝統的な考え方（二類型論）もあります。しかし、これもやはり一つの「考え方」に過ぎず、結局のところ、当事者間の合意やそのケースに応じて個別的に検討して定めることとなっています。なお、夫婦間扶養に関する婚姻費用、及び、未成年子扶養に関する養育費については、平成15年に現職裁判官等が中心となって作成した算定表（子の数・子の年齢・権利者義務者の各収入段階に応じて金額を算定）が法律実務において広く利用され定着しています。

また、老親扶養の方法としては「金銭扶養」と「引取扶養」（老親を引き取って衣食住の現物を給付する扶養形態。いわゆる「介護」とは異なります。）に大別されますが、「引取扶養」は当事者間の合意が無い以上扶養義務者に法的に強制することは認められないと考えられます。

4 なお、扶養を受ける権利は一身専属権として処分ができないため（民法881条）、扶養請求権を放棄したり他者へ譲渡することは認められず、その相続性が否定されることも当然です。

むすび

以上、民法の定める親族間扶養の規定を概観してきました。

従来からの未成熟子扶養の問題に加え、世界的にトップレベルの高齢化率となった我が国において少子化の中で老親扶養が課題となり、かつ、公的扶助（生活保護費）の財政的増大が議論される経済状況が続く中においては、民法における親族扶養規定あるいは親族扶養優先原則が強調される「流れ」は必然なのかも知れません。

そのような中、上記のとおり民法は、扶養の順位や方法程度について、敢えて明確な基準を定めていません。これは、民法が、個々の親族間に相応しい親族間扶養のあり方を我々の賢明な判断に託したものと読み取るべきと考えられます。

親族間扶養は、時として非常に困難な問題となりますが、一次的には「親族間相互の話し合いにより解決を模索すべき」という考えが、民法の立場であると思います。

「ちはやふる」のテレビアニメを見て

弁護士 橋本 皇玄

漫画家志望

1 私の事務所にはコミックなど漫画の好きな弁護士が多い。自分が読み終えたコミック本を他の弁護士の机の上にどさっと置いて業務を妨害する弁護士も居る。私は、小学一年生の頃から月刊誌を取ってもらっていた。最初は、「小学一年生」という雑誌であったが、その内、月刊漫画「少年」「少年画報」等に変わった。当時は、「鉄腕アトム」(手塚治虫)、「鉄人28号」(横山光輝)「まぼろし探偵」(桑田次郎)といった今では巨匠といわれている人の作品を必死で読んでいた。

2 中学になると自分でマスを作って漫画を書き上げた。当時、桑田次郎先生に弟子にして下さいと手紙を書いた。これに対する返事は、スタッフから桑田次郎の「まぼろし探偵」のイラスト入りハガキがぽんと帰ってきて何のコメントもなかった。当たり前の常識的な結果であるが、当時の非常識な中学生の私としては、それなりにショックであった。

3 自分としては、漫画を書く腕を上げたつもりでいた。スクリーントーンもホワイトも使わず、全て手書きで作り上げ、ホワイトを塗る部分はベタを塗り残すなどして作成した。当時、漫画に関しアマとプロとの違いを見極めるまでになったと思っていた。どこで違いが分かるかといえば、例えば、新聞に投稿されている上手な絵でも線が違うのである。よく見るとアマの絵は線の太さが全て同じであったり、二三種類の太さで区別されている程度である。しかしプロの場合は、太さは無段階で筆で書いたように太くなったり細くなったり、線自体が生き物のように変化して画かれている。そして、キャラクターの個性や動きを線で感じさせてくれる。

4 しかし、時代は変わり、漫画のタッチも多様化されてきた。私の目も落ちてきたのか今では違いが分かりにくくなっている。

「ちはやふる」

1 今も、漫画は好きなので週刊漫画やテレビアニメもよく見ている。そんな折、再放送で、深夜に放映していたテレビアニメで「ちはやふる」というのを見た。高校生の部活で「百人一首」というカルタ取りの競技を題材にしたものであった。しかし、格闘技物ならいざ知らず、「百人一首」の競技を見て誰が勝ったとか負けたとか色々やっても、見てもおもしろくないと思った。「百人一首」のルールーを知らない一般の読者をどの様にして引きつけるのだろうかと考えていた。

2 私は、「百人一首」は、小学生の頃ガンガンやっていた(やらされていた?)ことからルールは少し知っているので簡単に説明してみる。

Ⅰ 百人一首は、五、七、五、七、七の字数で綴られた和歌を読札と取札の2種類に分けてある。下(しも)の句(七、七)のみ書かれてあるのが取札になっていて下札(しも)とも言う。そして、読札の歌を読み始めたとき、いち早く取札(下札(しも))を取る早さを競う競技である。

Ⅱ 例えば、有名な小野小町の「花の色は、移りにけりな徒に」(上(かみ)の句)「わが身夜にふる眺めせし間に」(下(しも)の句)の歌の場合、「花の色は」と読み(歌い)はじめたときから、「わが身」という取札をいち早く探して取る訳である。

Ⅲ しかし、この札の場合、読み出しの「花」の段階では取札を取ることはできない。上の句が「花」まで同じに重なっている他の歌(札)があるからである。つまり「花さそう」という別の歌があって、この歌の下の句は「ふりゆくものは…」で始まり、どちらが取札か特定できないからである。「花の」か「花さ」か「の」か「さ」で、素早く取札を判断するのである。上の句が長く重なる歌といえば、例えば、「朝ぼらけ」と五文字まで同じ歌詞の札があって、六文字目で取札を確定する歌もある。

Ⅳ 一方、百枚の札の中には、読み始めの一文字で取札が特定される歌もある。百枚の札のうち「む、す、め、ふ、さ、ほ、せ」で始まる7枚である。有段者ともなると、「むらさめの……」からはじまる歌は百枚の札の内一句しか存在しないので、読み手が「む」と言った瞬間にバーンと手で取札を飛ばす訳である。

Ⅴ 対戦形式としては、2人が対面して座り、百枚の取札のうち50枚を25枚ずつに分けてそれぞれが自分側に並べ置く(他の50枚は隣の対戦組2人が同じように並べ置く)。自分側の札を取った場合は自分側の札が減っていく。相手側の札を取った場合は自分側の札のどれかを相手側に渡す(こうやって自分側の札を減らし相手側の札は減らさなくする)。そうしながら自分側の札が無くなれば「勝」、相手側も同じことをやって相手側の札が無くなれば「敗」となる。

3 聞いているだけで眠くなってくるかもしれない。この勝負をどうやっておもしろい物語にするのであろうかとの疑問があった。しかし、結局、見ていた私は引き込まれて、続き、続きを見ないと収まらず睡眠不足に陥ってしまった。後で聞くと、この「ちはやぶる」は連載当初から人気があって、コミック本も相当売れたというのである。

4 引き込まれた理由の概要を示すと、部活仲間の人間関係、勝負の世界の厳しさ、戦略と駆け引き、挫折と苦悩、コミカルタッチなどが様々に描かれていた。そのとき、漫画(アニメ)は凄い!と思った。どんな題材であっても人の興味と関心を引きつけるのだと思った。しかし、よく考えると、ドラマでも小説でも同じであって、この理由で漫画(アニメ)が凄いと思うのはおかしいと思った。作者の創造性や表現力の能力の問題であった。私が中学生の頃に書いていた、忍者の斬り合いが中心の稚拙な漫画とは大違いであった。

私と小倉百人一首との出会い

1 私の子供時代は昭和30年代であって、今の子供の様にお稽古事をいくつもするという趣味の子供はほとんどいなかった。せいぜいソロバン塾に通わせてもらえる程度であった。

2 さて、母から聞いた話であるが、私の父がお世話になった人の家に新年の挨拶に行った折、その家の子供(小学校低学年の様だったそうである。)が「おっちゃん。カルタしようよ。」と言ってきたので、いろはガルタ、だと思いきや、何と小倉百人一首だったそうである。

3 其の小学生との対戦では、父は下の句が読まれるのを待って必死に取札を探したが、その小学生は、上の句が読まれている間に既に下の句の取札を探しており、結局、父はボロ負けだったとのことである。母の話によると小さな小学生に負けた悔しさで、「ウチの家でも百人一首をやろう。」ということになったらしい。

4 私は、いつ父の特訓を受けたのか記憶にはないが、気付いたときには小学校３年で全ての札の歌を暗唱していて、更に下札を見れば上の句の歌が出でてくる札も60%以上にのぼっていた。そして、その頃には父との対戦にも勝てた。子供の記憶と反応は早かったからであろう。

百人一首大会

1 当時、私達が通っていた小学校では、偶々、３年生以上参加の百人一首大会があり、小さいときからやっていた私は、３年４年と学年ではトップであったことを覚えている。しかし、勝ち進むと上位の学年に当たることになり、３年生のとき２年上である５年生の兄と兄弟対決となり兄には勝てなかった。４年生のときにも他の６年生に負けた記憶がある。しかし、私が５年生になった時には２年上の兄達は卒業してしまったので、その年か遅くとも私が６年にでもなれば向かうところ敵なしといった状況で優勝できるとの楽しみをもっていた。ところがである。５年生になったばかりの春に家の引越しのため転校を余儀なくされ５年生後半の１月に予定されていた大会には出られないことになった。とてもショックで残念だったことを覚えている。

2 その後の百人一首は正月になって家族でたしなむ程度であった。漫画にも没頭していた中学生の頃、毎年京都で正月明けに行われている小倉百人一首大会というのがあり、恐れ多くもこれに出てみることにした。当時の記憶では、素人の部Ａ・Ｂ各クラスと有段者？プロ？クラスに分けられていた様に思う。有段者クラスのトップはNHKや京都新聞で報道されていた。

勿論、私は、Ｂクラスで出場した。１回戦は偶々弱い人との対戦だったので多少余裕で突破した。２回戦になるとみんな強く、すれすれでやっと勝った。３回戦になると自分がここにいていいのかなといった感じであった。当然３回戦は一気に負けた。

3 いくら小さいときからやっていたといっても、正月にチョコチョコやっている程度では勝てないと思った。そこで、次の年は、キチンと練習してリベンジを図るべくＢクラスへ再挑戦することにした。しかし、Ｂクラスといっても大会ともなると、みな強くて、五文字くらいでバタバタと取札を跳ねる音が聞こえ、その後はパタパタとしか音が聞こえない。こういった感じでＢクラスでもレベルが高く正月しかやらなかった百人一首を秋口当たりから兄を練習台に特訓して、雪辱を果たすべく同じ大会Ｂクラスに参加した。しかし１回戦には勝ったが２回戦で負けてしまった。練習してきたのに昨年より悪い成績で終わった。結局、昨年、３回戦まで進んだことは運が良かったというだけのことであった。その後、この大会に出ることはなかった。

「ちはやふる」についての後書き

1 百人一首の歌の一つで、「ちはやぶる」との語句から始まる「ちはやぶる神代も聞かず竜田川、から紅に水くくるとは」との歌がある。この歌は、「不思議な神代の時代からも、竜田川が紅に染まったこの美しい光景は聞いたことがない。」といった竜田川の景色に感動した歌である。おそらくこの歌の始まりの語句と主人公の名が千早であることが関係していると思われるが、「ふる」と「ぶる」の違いは分からない。

2 歌としては、前記した小野小町の方がぐっと心に来る。この歌は、「美しい花の色ではあっても、時が移り過ぎていくと色あせていく。あー私も同じだなー、ぼんやりと眺めていた間に私もこんな姿になってしまった。」という歌である。小野小町の歌詞と合わせるとうまく歌っているなと素人的にも感じる。

3 「ちはやふる」の物語としての良さはもとより、試合の定石に関しても大変勉強になった。例えば、私の場合、当時、札をいかに早く取るかという姿勢で、一字で取る札、二字で取る札、三字で……を区別する位の対策は立てていた。あとは取札の並べ方をどうするかで精一杯であった。「ちはやふる」での上位の人は、既に読まれ終わった札を都度覚えて「これは本来二字札だか他の１枚目は既に読まれたから１枚札だ」といった思考をしている。例えば、先ほどの「花の色は」には「花」の重なる「花さそう」という札があるが、「花さそう」が既に読まれ終わったので、「花」の二字の段階で取ろうと考える。また、それより前の「は」の段階では「花」の他に「春過ぎて」と「春の夜の」の各札があるが、この二つの「は」の札は読み終えているとすれば、「は」の札は「花の色は」１枚だけだと判断し、「は」の一字が読まれた瞬間に札を取ろうと考える。つまり、読札の「む、す、め、ふ、さ、ほ、せ」と同じ一字札扱いとなる。

4 私の中学時代には、こんなことは考えてもいなかったし誰も教えてくれなかった。前記のとおり、２人対戦者は100枚の札全部を並べるのではなく、２人で50枚だけ並べ、他の50枚は隣の２人の対戦組に配られている。従って、自分側・相手側のいずれにも属さない札がありこれを「空札」という。私などは読み上げられた札が隣の対戦組の札、つまり「空札」だと分かると取る姿勢を解除し（隣の組はバタバタと取り合っているが）その間ホットしていた。しかし、隣の組の読札も聞いて何の札かを認識し、三字札が二字札に変わったとか、二字札の数が４枚から３枚に減ったとか頭の中で把握しているという。こんな芸当は試合中にとても出来るものではない。

5 もっとも、読み終わった札の全てを覚ていなくても20～30%覚えているだけでも大分違う。独学でやってきた自分が特訓をやっても勝てる訳ないことが半世紀近くの時を経て「ちはやふる」のアニメを見てようやく分かった。変なところで凄く感動した。「ちはやふる」を見ての感想は他にもあったが、マニアックになってきたのでこの辺で筆を置くことにする。

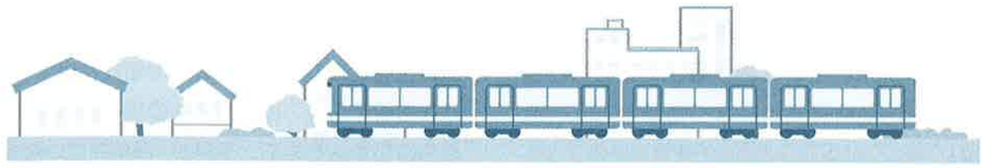

法律相談（理事の責任）

弁護士 藤田 昌徳

相談内容（事案）

1 私は、現在某農業協同組合（以下、A組合と言います）の理事をしています。理事といっても非常勤であり理事会に出席する以外には業務にも関与していない平の理事で報酬も年５万円でしたので、名目的な理事だと軽く考えていました。それで、毎月１回開かれる理事会に出席して、事務方の用意した議題について碌に質問も議論もせず議決に加わる程度でお茶を濁していました。

ところが、今般、A組合が５年前に行った貸付金１億2,000万円のうち約１億円の回収不能金が生じていることがわかり、これが一般の組合員も知るところとなり、現在大騒ぎとなっています。

2 先般の理事会における報告によれば、「融資先は組合員であるが、県外不動産の開発と分譲の事業資金として融資したものの開発許可等の取得に手間取っているうちに資金ショートし元金の返済が殆どないままに倒産した、当時の不動産鑑定士作成の鑑定評価書に基づき３億円と評価した不動産を担保不動産として取ったが、今般競売申立をしたら担保不動産の最低売却価格がA組合の評価額の約15分の１の1,950万円であった…」ということでした。どうも、担保不動産について現況山林の土地を宅地見込み地として実勢価格とかけ離れた高額評価するなど問題があったようです。

3 私が理事になった時期は、本件融資が実行された前後の頃ということですので、現在、私が出席した理事会に本件融資案件が付議されたかどうか確認中です。当時のA組合における貸付の決済手続によれば１億円以上であれば理事会の決議が必要とされていたので、私が出席した理事会に本件融資案件が付議され議決された可能性もあります。私の記憶にはないのですが、理事会に出席していれば恐らくは賛成の議決に加わったものと思います。

約１億円の回収不能金の発生に憤慨した組合員の一部からは、こんな馬鹿な融資を実行した組合長（代表理事）や当時の理事全員に損害賠償をさせろという声も出ています。そこで、A組合に生じたこの回収不能金について、この融資を決裁して実行した組合長や私ら理事に組合に対する損害賠償責任があるのかどうか、お尋ねします。

回答（法的検討）

1 理事の組合に対する義務と損害賠償責任

農業協同組合法は「役員は、その任務を怠つたときは、組合に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う」と定めています（35条の６、第１項）。このような役員（理事と監事）の損害賠償責任を定める規定は農業協同組合だけでなく会社を含むその他の団体や法人の役員一般に見られるものです。そして、役員が「任務を怠つたとき」とは、役員が組合に対して負っている任務（義務）に違反しこれを怠ることを意味しますから、役員が組合に対して負っている義務がどういうものかを確認しておく必要があります。

そもそも組合と役員の契約関係は委任契約（民法643条）ですが、これを農業協同組合法は「組合と役員との関係は、委任に関する規定に従う」（30条の3）として注意的に規定しています。即ち、役員は理事や監事として委任者である組合から一定の事務の委託を受けてこれを処理していることになります。そして、役員は委任に関する規定に従い組合に対して善良な管理者の注意をもって委任事務を処理する義務を負っています（民法644条）。ここで善良な管理者の注意をもってする義務とは、善管注意義務と呼ばれ、受任者の職業や地位に応じて、即ち理事は理事として通常期待される程度の一般的な注意義務を指します。加えて、農業協同組合法は「理事は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款等及び総会の決議を遵守し、組合のために忠実にその職務を遂行しなければならない」（35条の２第１項）と定め、いわゆる忠実義務を役員に課しています。従って、組合の役員は、委任事務である職務を遂行するに当たっては組合に対してこの善良な管理者の注意義務と忠実義務（以下、善管注意義務等といいます）を負っていることになります。

そして、理事が、この善管注意義務等に違反して組合に損害を与えた場合には、委任契約の債務不履行となり一定の要件のもとで損害賠償責任を負うことになります。農業協同組合法はこれを上記のとおり「役員は、その任務を怠つたとき」として規定し組合に対する損害賠償責任を負うことを明らかにしています。

2 理事の善管注意義務等違反

ところで、具体的な理事の任務の遂行の場面における忠実義務や善管注意義務の内容は一様ではなく、善管注意義務等違反が認められるかどうかは実質は過失判断となることから容易ではなく、諸般の事情を総合的に検討した上で判断がなされる必要があります。特に、本件のような資金の貸し付けを行う信用事業を営む場合、金融機関としての経営判断が関わってきますので、融資を決定しこれを実行するかどうかの判断について理事に一定の裁量を認めざるを得ません。その結果、理事が経営判断として認められる裁量の範囲を逸脱した場合に、理事に善管注意義務等違反が認められることになります。

裁量の範囲を逸脱したかどうかの判断方法については、「実際に行われた経営判断そのものを対象として、その前提となった事実の認識に不注意な誤りがなかったか、その事実に基づく意思決定の過程が通常の企業人として著しく不合理なものでなかったかという観点から審査を行い、前提となった事実認識に不注意な誤りがあり、または意思決定の過程が著しく不合理であったと認められる場合、取締役の経営判断は許容される裁量の範囲を逸脱し、取締役の善管注意義務または忠実義務に違反するものとなる」との判例（東京地裁平成５年９月16日判決）が参考になります。

そこで、本件融資については、融資先の返済能力や返済計画、これに関する事業計画の合理性や実現可能性、担保の有無や担保評価の適切性など融資実行の判断の前提となった事実調査に遺漏や不注意な誤りがあった場合、融資実行の判断過程に通常の金融機関の理事として著しく不合理な点があり融資実行の判断が著しく不当と評価される場合、そのような理事の判断は許容される裁量の範囲を逸脱したものとして善管注意義務等違反となり、本件融資を決定し実行した理事については「その任務を怠つたとき」（同法35条の６、第１項）として損害賠償責任が認められるものと解されます。

3 組合長（代表理事）の損害賠償責任

そこで、本件については組合長が融資を決済（決定）して実行したということですから、組合長の責任について検討するところ、①「県外不動産の開発と分譲の事業資金として融資したものの開発許可等の取得に手間取っているうちに資金ショートした」ということから、融資先の返済計画、事業計画の合理性や実現可能性、開発許可等の申請や取得見込み等に関して裏付けとなるどのような具体的資料が提出されて審査されていたのか問題になります。また、②「担保不動産について現況山林の土地を宅地見込み地として実勢価格とかけ離れた高額評価」したとのことから、この高額評価の適切性が問われることとなりますので、鑑定評価書の評価額を鵜呑みにすることなく評価方法や内容について精査がされていたのかどうか、県外不動産であることから現地調査等も含む実勢価格についてどの程度の調査がされたのかなど問題になります。そして、①について事実調査に遺漏があったり、具体的資料が提出されていないとか資料不足が著しい場合、②については鑑定評価書の精査がされず現地調査等もされていなかった場合などにおいては、融資実行の判断の前提事実に対する認識に不注意な誤りがあったとされて、融資実行の判断過程に通常の金融機関の理事として著しく不合理な点がありこれによる融資実行の判断は著しく不当であったと認められることになるかと思います。

従って、上記の組合において本件融資を決定した組合長の判断は許容される裁量の範囲を逸脱したものとして善管注意義務等違反となり、組合長は理事として「その任務を怠つたとき」として損害賠償責任が認められるものと解されます。

4 非常勤平理事の損害賠償責任

ア）融資を承認した理事会で賛成の議決に加わった理事

1億円以上の融資について組合長の単独決裁とせず理事会の決議が必要とされたのは、融資金額が巨額であることから理事会における審議を経て慎重に融資判断が行われることを企図したものですから、理事会の決議は重要でありこれに参加する理事の職責も重大です。それだけに、上記 3 に記載のように融資実行の判断の前提事実に対する認識に不注意な誤りがあり融資実行の判断過程に通常の金融機関の理事として著しく不合理な点があるなど組合長の本件融資実行の判断が著しく不当であったと認められる場合、これが理事会においても是正されず理事会における調査や審議が十分されないまま本件融資の承認決議がなされたのであれば、そのような理事会の議決は「組合の業務執行を決」する権限を有する理事会（同法32条3項）の許容される裁量の範囲を逸脱したものとなりますし、これに賛成した理事は理事会の構成員として組合長と同様に善管注意義務等違反が認められ、これによる損害賠償責任を負うことになるものと解されます。

イ）本件融資が実行された時に理事に就任していない場合

本件融資が実行された時に理事に就任していなければ、組合に対する善管注意義務等を負わないから、その違反も責任も生じません。

ウ）本件融資が実行された時に理事に就任していた者で理事会に欠席した場合

欠席したということだけでは善管注意義務等違反を認めることはできません。しかし、何らかの形で事前に本件融資の内容（融資先、金額、資金使途、担保内容等）や回収不能により組合に対し損害を及ぼしかねないことを認識しながら、何の対策も取らずに欠席した理事については、監視義務違反が認められこれによる損害賠償責任を負わせられる可能性があります。

即ち、農業協同組合においては、理事会は組合のすべての理事で組織され、組合の業務執行を決しかつ理事の職務執行を監督する権限を有する機関とされていることから（同法32条2項、3項）、理事会の構成員である理事には、善管注意義務の一内容として、組合長や他の理事の職務執行を適切に監視し、不適正、不適切な職務執行が現に行われ又はその恐れがあると認められる場合には、適切な防止策を講じる義務があると解されます。従って、本件融資の内容や回収不能により組合に損害が生じかねないことを認識しているか、容易に認識し得たような事情があれば、その実行を防止すべき具体的義務を負っていたと解されることから、このような理事については、監視義務を怠ったことによる善管注意義務等違反が認められる可能性があります。

自殺物件にまつわる問題

弁護士 片山 美紀

1 警察庁のまとめによると、昨年一年間に自殺した人は3万651人であり、3万人を超えるのは14年連続とのこと。京都でも一月あたり50人弱の自殺者が出ていたようである。

最近、知人のマンションでも同じようなことがあったらしい。幸いにも今回は未遂であったようであるが、事件当時は、深夜にもかかわらず、5～6台の消防車に、救急車に、パトカーにと相当な騒ぎとなり、知人宅へも消防隊員が有毒ガス検知器を携え濃度の測定にまで来たという。この話を聞いたとき、私の脳裏には、職業柄とでもいうべきか、資産価値の低下を損害として賠償請求できるのだろうか、マンションから退去するよう要求できるのだろうかなどといったことばかりが思い浮かんでしまった。

2 自殺物件の売買に関し、元居住者が自殺した建物を購入した場合、自殺の事実は建物の心理的な瑕疵に該当するとして、当該事実を隠していた売主の瑕疵担保責任に基づき解除や損害賠償が認められた例は結構ある。

では、賃貸物件で自殺者が出たことから何らかの賠償請求はできるのか、自殺事故から何年間説明しなければならないのか、事故の部屋と隣接する住宅の媒介においても当該自殺について説明する義務はあるのだろうか。この種の相談はたまに受けることがある。

賃貸物件であれば、賃借人は、賃貸目的物の引渡しを受けてからこれを返還するまでの間、賃貸目的物を善良な管理者と同様の注意義務をもって使用収益する義務がある（民法400条）。そして、賃借人の善管注意義務の対象には、賃貸目的物を物理的に損傷しないようにすることが含まれることはもちろんのこと、賃借人が賃貸目的物内において自殺をすれば、これにより心理的な嫌悪感が生じ、一定期間、賃貸できなくなり、仮に賃貸できたとしても相当賃料での賃貸ができなくなることは、常識的に考えて明らかである。また、賃借人に賃貸目的物内で自殺しないように求めることが加重な負担を強いるものとも考えられない。そのため、賃貸目的物内で自殺しないようにすることは、賃借人の善管注意義務の対象に含まれると解されている。

よって、賃借人が賃貸目的物内で自殺した場合は、賃貸借契約における善管注意義務に違反したものとして債務不履行を構成することとなり、連帯保証人や相続人に対し、同債務不履行と相当因果関係のある賃貸人の損害を賠償請求することができる。

ただし、ここで問題になるのは、どのくらいの金額が損害として認められるかである。まず、自殺の際に汚損した内装（床、壁、天井など）などの原状回復費用は損害として認められる。

問題は、自殺したことによって次の入居者が決まらない、あるいは賃料を減額せざるを得ないという将来の得べかりし利益の喪失がどこまで損害として認められるかである。賃料の下落幅やその期間は、当該物件の概要（立地条件、利用者層なども含め）や自殺の態様などによって異なってくると考えられるが、概ね賃料の2～3年分相当額の損害賠償を認める判決も出ていることからすると、これがひとつの目安になるのではないかと思われる。

また、以後の入居希望者に対する説明義務に関しては、自殺から何年間説明しなければならないのか決まった年数があるわけではなく、居住形態（単身者か家族か）、事件の重大性、事件からの経過年数、地域住民の流動性などの諸事情を考慮しながら判断するしかない。

一方、隣接する部屋や階下の部屋の新たな賃借人に対しては自殺があったことを告知する義務はないとする判例もあるが、後日のトラブルを防ぐという意味では、少なくとも自殺からそれほど年数が経過していないような場合には説明しておくほうが無難と考える。

3 では、今回知人のマンションであった事件について考えてみる。もし、いま知人が自宅を売ったとして、当該事件前よりも著しい売却価額の低下がみられた場合、その価額の低下が当該事件によるものであり、相当因果関係が認められれば、その低下分を損害として請求することも可能と考える。

一方、このまま住み続け、当該事件より相当期間経過後に売却した場合、価額が低下していたとしても、価額の低下と当該事件との因果関係を立証することは通常困難であり、損害賠償の請求は難しいであろう。ましてや、売却する部屋が、当該事件のあった部屋の両隣でも真上、真下でもない場合には、なおさらである。

また、事件後、売却せず継続して居住する場合、慰謝料は別として、マンション自体にはいまだ具体的な損害が発生していないので、損害賠償を請求することは法的には困難と考える。

では、他に何らかの対処は求められないのか。マンションの場合、各居住者は、共同の利益に反する行為をしてはならない（区分所有法6条）。少なくとも本件のように有毒ガスを発生させたり、例えば焼身自殺を図るようなことは、他人の生命・身体に対する侵害またはそのおそれがある以上、明らかに共同の利益に反する行為といえる。よって、まずは、かかる行為を止めるよう請求したり、同行為を予防するため必要な措置をとることを請求することができる（同法57条）。そして、このような請求だけでは効果が得られず、共同生活の維持を図れないなどの事情がある場合に限っては、マンションの使用禁止を請求することも可能な場合がある（同法58条）。

隣にどんな人が住んでいるのかさえよくわかならないなど、昔に比べ近所づきあいも希薄となった世の中だからこそ、このような問題も増えたのかもしれない。私が小さかった頃は、ご近所へ調味料を借りに行ったり、近所のおじさん、おばさんからよく怒られたりもしたものだが、最近ではこのような場面もあまり見かけなくなった気がする。家のそばに何軒ものコンビニがあり、24時間いつでもすぐに物が購入できるようになったことも一因であろう。世の中がより便利、快適になればなるほど、希薄になっていく人間関係ではやはり寂しい。こんな世の中だからこそ、人との関わり合いを大切にしていきたいと改めて思った。

ウルトラに挑戦しました。

弁護士 金井 健作

■　人家も自販機も無くなってから何km走っただろうか。

四国愛媛へ渡る最後の橋は見えてこず、周囲に誰もいず、目の前には海岸線に沿ってクネクネと曲がりくねり、いつ終わるとも知れない舗装路が続くばかり。

ロンドン五輪代表の藤原新選手が「心と体は不思議と繋がってるんです。精神的にしんどいと思った瞬間にバーッと足に豆ができたりするんです。」なんてテレビで話してたな、などとふやけた頭の隅で思い出した。

足に豆はできなかったが、先行きの余りの不透明さに心が折れ、登り以外では歩かないつもりが耐えきれず、平坦なのに歩き出してしまった。

トボトボ歩くと、後続のランナーが近付いてくる。残念ながら「何くそ!」の気合いが戻って来ない。抜かれたくは無いのだが仕方ない。

私より少し若いリス顔の小太りの青年が「ファイトッ!」などと声を掛けながら抜いて行った。いやいや、ファイトできひんから歩いてんのょ、80km走って声掛けられるあなたは（少し）尊敬するけど。

■　久米島マラソンで10kmを走ってから約2年、勢いで、広島県は福山城を出発、瀬戸内海の向島・因島・生口島・大三島・伯方島・大島の6つの島を渡り、四国愛媛県は今治城までの「しまなみ海道」、100kmを走るいわゆるウルトラマラソンにエントリーした。

■　前日の6月1日、京都駅発の新幹線にて、マラソン部のK部長、O部員と3名で福山駅に到着した。

エントリー会場に着くと、参加者は1,200名超、聞けば平均年齢47歳であるそうな。マラソンブーム到来前から続けてこられている人も多いのだろう。

K部長の希望により焼肉へ。店はO部員が食べログで見つけてくれた焼肉店。生は皆2杯づつ。部長と私はうち大を1杯。やや我慢した感である。ホテルに帰り10時前に就寝。明日は3時50分起きだ。

明けて6月2日、珍しくしっかり寝られた。

駅前の「なか卯」で、長距離ランの前に適したうどんを摂取していると、向かいでオールナイトした年配の男性が3人、パチンコについてダベっている。

私はこれから100km走ります、あなた達も頑張ってはどうですかと言いたくなるが、余計なお世話、自己満足に過ぎないので止めておく。

■　福山駅北側の福山城、階段を上った広場がスタート地点。沢山の人が集まっている。

朝5時、ドラが打ち鳴らされスタートした。1,159名が出走。

国道2号線を、ラーメンで有名な尾道まで20km強、その後、尾道から今治まで「しまなみ海道」を70km強というルートである。

空は曇天、ラン日よりとなった。雨男の私と晴れ男のK部長が参加した結果、中間の曇天となったとみて間違い無い。O部員もそう思いながら走っていたとのことだった。

しばらく1kmあたり7分で走っていたが、生ぬるい汗ばかりかくので少し作戦を変更し、1kmあたり6分プラスアルファで走ることにした。

少し走るとスタートで出会えなかったK部長が前方にいるのを発見。「良いペースですね」と声を掛けると「ちょっと押さえなあかんな〜。」とのこと。

O部員ともスタートでは出会えず、ゴール後に会うことに。

■　20kmほどを走って尾道に到着し、向島へと渡る細い橋が見えた。橋は、船が通過できるように高いところに設けられているので、今後も必然的に、橋を渡るたびに登坂することになる。

25km地点のエイドステーションで美味しいスイカを頂いた。1/4が終わったことが何より嬉しい。体調は快調だ。

千葉から来た男女ペア（ゼッケンに氏名・府県が書かれている）と、1kmあたり6分ペースで同行する形になった。互いに初ウルトラですねと言い合いつつ走ったが「調整してきたから体が動きすぎる。」「こんなレースでタイム出しても仕方が無い。」との、女性の上から発言（?）をやり過ごすことができず、少しペースを上げて引き離した。何だかねぇ。

前方に因島へ渡る「因島大橋」が見えてきた。非常に美しいので立ち止まって携帯で写真を撮った（汗に濡れすぎて上手く動かなかったのか、残っていない）。

因島大橋は、しまなみ海道唯一の2階建て橋。1階が歩道、2階が自動車となっていて、建設当時、日本最長の吊り橋だったそうだ。風が吹き抜け抜ける橋の上は本当に心地よい。

橋を渡り切って坂を下ると、前方でホラ貝を鳴らす女性とエイドステーションに群がるランナーが見えた。

35kmのエイドステーション、名物の生搾りオレンジジュースが供される。

オレンジがうずたかく積み上げられ、文字通りジャンジャン絞ってくれ「お代わりどうですか?」と次々に勧めてくれる。

美味い、美味すぎる！ 5杯くらいお代わりした。

■　後ろ髪を引かれながらエイドステーションを後にし、因島から生口島を目指して、民家が散在する田園地帯を走る。因島の上で、フルマラソンを超えた未知の距離に足を踏み入れた。100kmなんて10kmを10回繰り返せば終わりだと自分を騙しながら走る。

橋を渡って生口島、50km地点のエイドステーションに到着した。半分が終わったのが嬉しい。おにぎりを3つほど、レモンジュース、ウィダーインゼリーも飲んで栄養を補給する。

結構しんどくなってきたのは50kmを過ぎたこの辺りからだった。

膝と足が痛んできた。（男性のみの悩みらしいが）股ズレも酷くなってくる。エイドステーションに寄るたびに冷水を膝と足にかける。「あと半分だけやし。」と言い聞かせて走る。

60kmを過ぎ、大三島で70kmのエイドステーションに到着。アナウンスでゼッケン番号と名前を呼んでくれ、手を振りながらエイドへ滑り込む。

沢山のボランティアの方のおかげで大会が成り立っていることが実感される。

もっとも、ここでソーメンを頂いたが、どうやらこの大会のエイドは、果実類（柑橘類）の方が充実しているようだった。

伯方島を過ぎ大島にて80kmに到達。80kmを過ぎたこの大島が一番きつかった。

登り以外では歩かないつもりが耐えきれず、平坦なのに歩いてしまった。

トボトボ歩くと、後続のランナーが近付いてくる。

私より少し若いリス顔の小太りの青年が「ファイトッ！」などと声を掛けながら抜いて行った。

… 歩いた末に、まばらに民家が見え始め、最初に見つけた自販機でお茶を購入した。冷たさに少しだけ人心地がつき、トボトボではあるが走り出した。

■　ついに、最後の橋が大きく見えてきた。大島と四国をつなぐ長い橋である。

橋の始まり付近にエイドステーションがあり「この橋が最後ですよね。」と聞くと「そうだけど、あと15kmはあるよ。」とのこと。長いが、最後の橋なので走ろうとの気持ちが沸いた。ゴールが見えるとハートも戻るようだ。

GPSでペースを計測できる腕時計（ガーミン）をしていたものの７時間というバッテリーの限界を超えて既に止まっていたため定かでないが、フルマラソンと同じペースのつもりで走った。

周りは落ちてきているようで、何人か抜きつつ走る。

先ほどのリス顔の小太りの青年もパスした。伴走の人と楽しげに話していたので「ファイトッ！」は止めておいた。

■　走り続けて最後の橋が終わった。橋のたもとのエイドステーションで「ゴールまで８km」とのことだった。長いのか短いのか分からないが、ともかく一ケタに減ったと､そのまま走ることにした。

道はほぼ直線、信号に引っかかると休む口実となるのが嬉しくも、やはりもどかしい。

ガーミンが止まったあと時間を気にしなかったところ、商店街の時計がたまたま目に入った。

午後４時40分…

朝５時にスタートしてのこの時間、12時間を切れるかも。新たな目標が出来てしまい、痛みを押してほぼ全力で走らざるを得なくなった。

今治城に辿り着き、「間に合った！」と思ったら、通り抜けたもう少し先がゴールなのだと。ほぼ100km走って今さら怒っても仕方ないので、もうひと頑張り。

■　見えました、ゴールの「テクスポート今治」。

汗と、リュックのベルトの摩擦で前面のゼッケンが擦り切れて外れていたところ、「手にもって胸に構えながらゴールするように。」と指示され、（あかんて、12時間超えるやン）と思いつつ反論の元気も無く、指示通りにして……ゴール！。

■　最後はタイムを気にしてしまったため完走の感動がやや薄れてしまったが、ともかく、ホッとしました。127位/1,159名、11時間56分07秒、という結果でした。

■　全身汗だくで、どこが痛いのか分からないような状況だったので、預けていた荷物を受け取り、直ぐにホテルへチェックインし大浴場へ走った。真っ先に水風呂へ浸かると、全身に稲妻が走りました。お…股が…。

会場に戻って、K部長とO部員を待つ。14時間で二人とも到着し、バンザイ。

■　翌日、高速バスでしまなみ海道を尾道へ。走っている時は景色を見る余裕は無かったが、窓からの景色は絶景でした。

尾道の海岸で美味しいラーメンとお酒を頂き、帰京しました。

100kmは長かった。ですが、それなりに確かなものが自分の中に残ったように思います。足を動かせば辿り着くということ、ゴールが見えなければ走れないということ…。

しまなみ海道100kmマラソンの空色Tシャツを着て鴨川を走っていたら、同じTシャツを着ているランナーに出会い、互いに挨拶を交わしました。

ガムシャラさと、計画性あるいは緻密さ、マラソンは趣味に過ぎませんが、この両立を仕事でも実現すべく、努力して行かなければ。

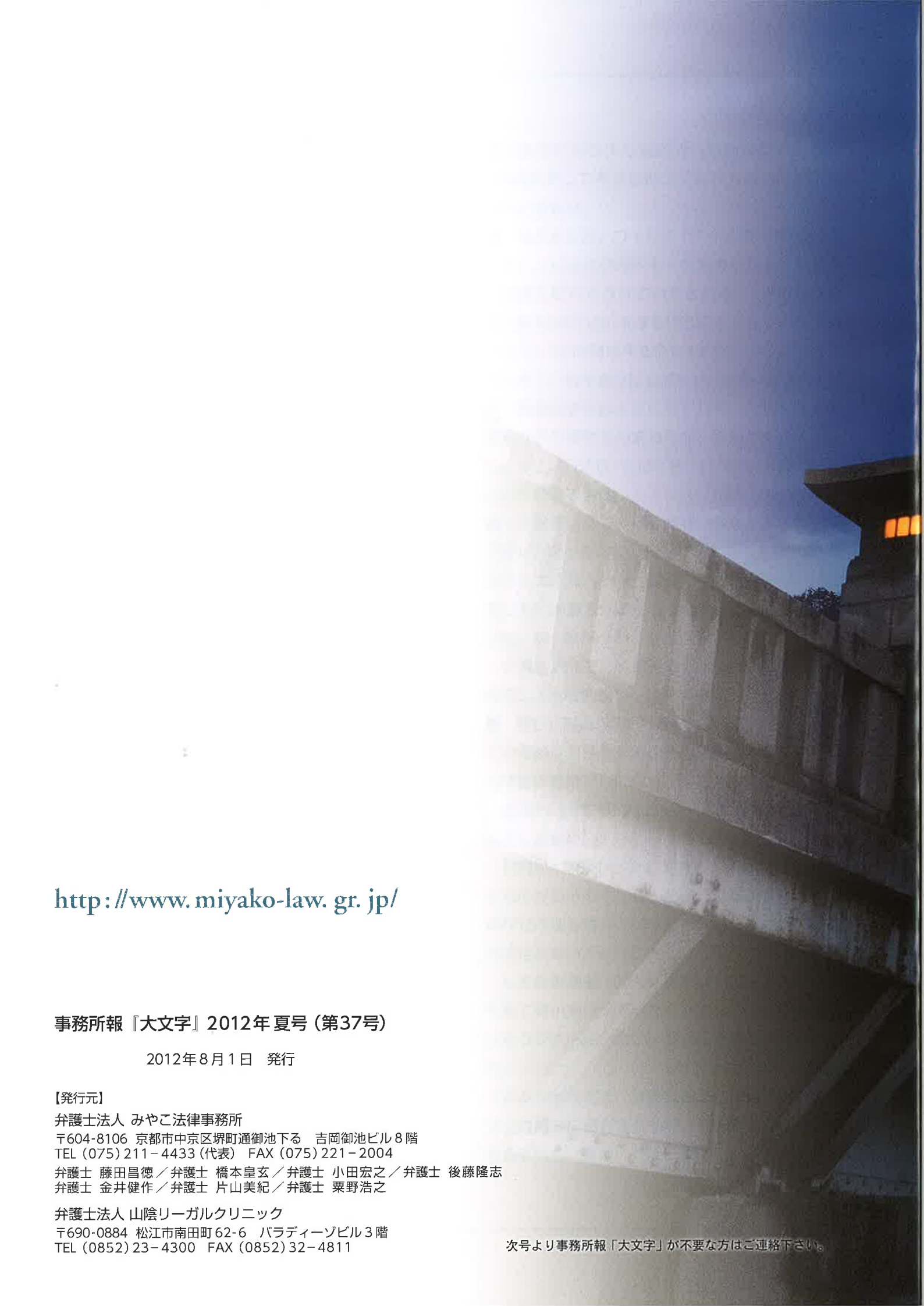

http://www.miyako-law.gr.jp/

事務所報『大文字』2012年 夏号（第37号）

2012年8月1日　発行

【発行元】

弁護士法人 みやこ法律事務所

〒604-8106 京都市中京区堺町通御池下る　吉岡御池ビル8階
TEL（075）211－4433（代表）　FAX（075）221－2004

弁護士 藤田昌徳／弁護士 橋本皇玄／弁護士 小田宏之／弁護士 後藤隆志
弁護士 金井健作／弁護士 片山美紀／弁護士 栗野浩之

弁護士法人 山陰リーガルクリニック

〒690-0884 松江市南田町62-6　パラディーゾビル3階
TEL（0852）23－4300　FAX（0852）32－4811

次号より事務所報「大文字」が不要な方はご連絡下さい。